

2024年度 鎌倉市子どもの家利用案内

(にしかまくら・いまいづみ・こしこえ・やまさき・ふかさわ・せきや・おさか)

「子どもの家」は、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。入所には各子どもの家への毎年度の申請が必要です。申請書類の記入方法やご不明な点は、直接入所希望の施設へお問合せください。



1 子どもの家の利用について

(1) 利用資格(次の全てに該当する方が対象です。)

- ア お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。
- イ お子様が小学校に就学していること。
- ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと(居宅内労働は対象)。
*就労以外の理由としては産前・産後休暇中を含みますが、育児休業中は含みません。
*私立や国立小学校に通学している児童の利用対象の子どもは、居住地の学区のみ申請可能です。

(2) 利用時間

学校開校日	放課後～18:00(19:00まで延長利用可)
学校休校日(月～金曜日)	8:00～18:00(早期利用可、19:00まで延長利用可)
学校休校日(土曜日)	8:30～17:30(早期利用可、夕方延長利用なし)

- *学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などを含みます。
- *インフルエンザ・悪天候等による学級閉鎖、地震災害時には、開所時間を変更することがあります。また警報発令時には、保護者のお迎えや早めの帰宅をお願いする場合があります。
- *来所中に習い事や通院等やむを得ない事情で外出する場合は、「一時外出届」を提出ください。

(3) 休所日 日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他市長が認めた日

(4) 利用料金 ※延長・早期利用料は利用者のみ発生

利用料	月額7,000円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)
延長利用料(18時01分～)	1回100円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)
早期利用料	1回100円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)

- *利用料は、2025年度は月額7,500円となります。
- *月の途中に入所・退所があった場合、利用料が変動します。

入所日・退所日	利用開始	利用停止
1～10日	7,000円	2,330円
11～20日	4,660円	4,660円
21～末日	2,330円	7,000円

*上記以外におやつ代等保護者会に係る費用は、各子どもの家の保護者会ごとに異なります。

2 入所申請手続きについて *5月以降に利用開始を希望される方は、4月以降に受付します。

(1) 4月利用開始希望者の受付

申請期間	2023年11月1日(水)～15日(水) 【受付時間】平日:10:00～18:00 土曜日:10:00～17:00 ※12:00～13:00を除く
申請方法	申請書類一式を次のいずれかの方法で提出してください。 ① 持参 ② 郵送 ※11月15日(水)消印有効
申請先	各子どもの家 (11.子どもの家一覧 参照)
結果通知	2024年1月下旬頃に郵送で通知します。
入所説明会	2024年3月2日(土)14:00～16:00 ※予定 会場:各子どもの家 ～はじめて利用される場合は、ご参加ください～

- *入所希望者が登録定員を上回る場合は、入所をお待ちいただく場合があります。
- *配慮を要する等、ご不安な点は事前に各子どもの家にご相談ください。
- *上記受付期間後も4月利用開始希望者の受付を行います。 上記受付児童を原則優先します。

(2) メール受信の設定

「迷惑メール対策」や「なりすましメール対策」をされている方は、入退室メールの受信に必要な設定をお願いします。子どもの家入退室管理システムについては各子どもの家にお問合せください。なお、詳しい操作方法は機種によって異なりますので、携帯電話各社にご相談ください。

(3) その他

- ア システムの都合上、旧漢字・機種依存文字は登録できませんので、ご了承ください。
- イ システムは無料でご利用いただけますが、通信に係る費用は利用者のご負担となります。
- ウ システムからお送りするメールには、返信いただけませんのでご了承ください。

10 子どもの家での事故等への対応について

子どもの家では、子どもの家の利用中や、来所または帰宅途中にお子様がかげがをして病院へ行った場合は、見舞金支給の対象となる場合がありますので、子どもの家までご連絡ください。なお見舞金は所定の手続きの上、保険会社から口座振込に支払われます。

- (見舞金額) ① けがをしてから 90日以内の通院について、1日につき2,000円
② けがをしてから180日以内の入院について、1日につき3,000円

11 子どもの家一覧

<2024年4月1日時点(予定)>

施設名	所在地	電話&FAX	対象 小学校区
にしかまくら子どもの家「こまどり」	津 1069	31-3010	西鎌倉小
いまいづみ子どもの家「うぐいす」	今泉 2-13-1	43-5270	今泉小
こしこえ子どもの家「かもめ」	腰越 5-2-10	31-0179	腰越小
やまさき子どもの家「めじろ」	山崎 2456-1	43-0454	山崎小
ふかさわ子どもの家「すずめ」	梶原 1-11-1	47-1418	深沢小
せきや子どもの家「やまゆり」	関谷 468-1	44-5462	関谷小
おさか子どもの家「ひばり」	大船 2135	44-6070	小坂小

12 問合せ先 ※小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

《指定管理者》 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 横浜営業所

〒231-0033 横浜市中区長者町5-85 三共横浜ビル9F

TEL:045-260-6581 FAX:045-253-2347

メールアドレス:sdh_yokohama_gakudo@shidax.co.jp

SHIDAX

未来の子供たちのために

【次回以降締切】

2/15 (木)、29 (木)、3/15 (金)、30 (土) (持参のみ。3月30日締切分は4月16日以降利用開始)

(2) 入所申請に必要な書類について

各子どもの家・ホームページから入手することができます。

ア 子どもの家入所申請書(※必要に応じて療育手帳や障害者手帳の写し、医師の診断書を添付)

*持病・障がい等により、入所に当たって特別な配慮が必要な場合は、入所申請書の該当番号に○印をつけるか、内容を記入してください。

*越境申請又は居住区変更に伴い通学する小学校が決定しないため入所申請する施設が確定しない場合は、入所する可能性のある施設すべてに入所申請書をご提出ください。(ただし複数施設の入所はできません。)小学校が決定したのち、入所の有無を各施設に必ずご連絡ください。

*決定通知書受け取り後に入所しない場合は辞退届のご提出が必要です。

イ 就労等証明書(または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類)

*同一世帯で就労している方全員(利用開始日において65歳以上の方は除く)の証明が必要です。なお、同一世帯で2名以上のお子様を利用する場合は1部のご提出で構いません。

*常勤以外で就労されている方や自営業者等、第三者による就労日数・時間の証明ができない場合は、裏面の週間予定表も併せてご記入ください。

*受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、1ヶ月以内に就労等証明書を子どもの家へご提出ください。

*就労以外の理由で申請される場合は、療養が必要である旨記載のある診断書や在学証明書(就労等証明書裏面の『週間予定表』を添付してください。)、母子手帳のコピー等、理由が証明できる書類をご提出ください。

ウ 児童健康調査票(*裏面の地図も作成をお願いします。地図コピー貼付可)

*アレルギー等により入所前に聞き取りを希望される場合は、聞き取り欄にチェックを入れてください。なお、希望されない場合でも、施設から聞き取りをお願いする場合があります。

エ 子どもの家利用質問表

3 延長利用(夕方)の申請について

開設日の平日(月～金曜日)のみ、利用時間を19:00まで事前申請なしで延長利用できます。

なお利用される場合は、保護者(または保護者に代わる方)のお迎えが必要となります。

※18:00を過ぎた場合は延長利用料金が発生します。

4 早朝利用の申請について

・学校休校日に限り、平日は7:15から受入れが可能です。

・土曜日は7:30から受入れが可能です。

(1) 利用の開始: 早朝利用開始日2週間前までの平日に、「子どもの家早朝利用申請書」を提出してください。

*早朝時間のみ利用はできません。保護者の仕事の繁忙期など短期間の利用も可能です。

なお利用開始日をさかのぼってのご提出はできません。

(2) 利用の中止: 中止日の7日前までに「子どもの家早朝利用中止届」を提出してください。

*申請期間の終期まで利用される場合は、ご提出不要です。

5 利用料の支払い方法について

利用料は、毎月末日に湘南信用金庫の口座より自動引き落としとなります。

延長及び早朝利用料は、利用回数を確認し利用料とあわせて引き落としします。

*新規で利用される方は、預金口座振替依頼書届をご提出ください。

明細	締日	支払日
利用料(当月)	毎月末日	当月末日
延長利用料(18:01～19:00)	毎月末日	翌月末日
早朝利用料	毎月末日	翌月末日

6 利用料の減免について

世帯の状況に応じて、利用料の減免が受けられる場合があります。入所決定通知書が到着後、「子どもの家利用料減免申請書」に必要書類を添えて、子どもの家へご提出ください(持参のみ・郵送不可)

なお、利用料の減免は申請月からの適用となります。なお利用月を遡って減免することはできません。

<例>4月分から減免を受ける場合・・・4月30日(火)までに子どもの家へ申請書を提出

※減免の申請が5月の場合、減免が決定されても4月分の利用料は発生します。

世帯の状況	添付書類(*1)	備考
生活保護世帯	保護受給証明書	生活保護の受給を証明する書類
市民税非課税世帯	世帯全員の市民税非課税証明書	申請書2枚(4～6月分、7～3月分の2回に分けて減免します)
就学援助受給世帯(*2)	就学援助費交付決定通知書	学務課へ就学の援助申請が必要です。
災害(震災、風水害、火災等)を受けた世帯	り災証明書	

*1 同一世帯で複数名の減免を申請する場合は、申請書(人数分)と、添付書類1部をご提出ください。

*2 就学援助受給世帯として減免申請する場合

(1) 就学援助費交付決定を受けていても、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社へ減免の申請を行わなければ子どもの家の利用料は減免されません。

(2) 就学援助費の交付決定通知書が届き次第、写しを子どもの家へご提出ください。

(3) 利用料の減免決定は、就学援助費の交付決定後(7月頃)になるため、減免申請をご提出頂いた月から利用料の口座振替は行いませんが、就学援助費が不交付の場合は遡って利用料が発生します。(未納の場合は、お知らせが届きます)。

(4) 就学援助費の交付決定は鎌倉市教育委員会学務課が行うため、指定管理者による決定・交付はございません。

7 子どもの家の退所手続きについて

途中で退所される場合は、退所日の1週間前までの平日に「子どもの家退所届」を子どもの家へご提出ください。

*『子どもの家退所届』の提出がない場合、施設利用の有無にかかわらず、利用料が発生します。また退所日をさかのぼってのご提出はできません。

8 その他の手続きについて

・子どもの家入所児童住所等変更届

住所・電話番号や保護者の方の就労状況に変更があった場合は、「子どもの家入所児童住所等変更届」を子どもの家へ提出してください。住所変更の場合は、「自宅から学校、子どもの家までの経路がわかる地図(地図コピー貼付可)もあわせてご提出ください。また就労状況に変更のある場合は、必ず『就労等証明書』(または『就労等証明書提出遅延届])もご提出ください。

*子どもの家入所決定後に、別途、来所日程や連絡先の提出をお願いする場合があります。

9 入退室管理システムについて

子どもの家では、入退室管理システムにて、お子様の入室及び退室時間の管理・通知を行います。

入退室時間は、申請書に記載していただいたメールアドレスに送信されます。

(1) メールアドレスの登録

*メールアドレスの登録は1件となります。

*ご提供いただいたメールアドレスは、システムの利用以外の目的では使用しません。また、システム導入事業者の個人情報の取り扱いは、<http://www.faboc.co.jp/privacy3.php> をご覧ください。